

古賀市告示第21号

古賀市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱を次のように定める。

令和2年3月2日

古賀市長 田 辺 一 城

古賀市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、古賀市人権施策基本指針に基づき、市民一人ひとりが互いに人権を尊重し、多様性を認め合い、性的マイノリティや事実婚の関係にある人々をはじめ誰もが大切なパートナーと共にその人らしく人生を歩んでいけるよう支援することで、心豊かに生きる「自己実現」が可能な「いのち輝くまちづくり」の実現をめざし、パートナーシップの宣誓に係る取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、日常の生活において、対等な立場で、相互に責任をもって協力すると約した2人の関係
- (2) 宣誓 パートナーシップにある者同士が、市長に対し、双方が互いのパートナーであることを誓うこと。

(宣誓の対象者の要件)

第3条 宣誓をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする

る。

- (1) 民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に達していること。
- (2) 宣誓をしようとする者のいずれか一方が古賀市内に住所を有し、又は古賀市内への転入を予定していること。
- (3) 配偶者がいないこと及び相手方当事者以外の者といかなるパートナーシップの関係がないこと。
- (4) 当事者同士が近親者（直系血族、三親等内の傍系血族又は直系姻族をいう。）でないこと（パートナーシップ関係に基づく養子縁組の場合を除く。）。

（宣誓の方法）

第4条 宣誓しようとする者は、職員の面前においてパートナーシップ宣誓書（様式第1号。以下「宣誓書」という。）に自ら記入し、次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。この場合において、当該宣誓をしようとする者の一方又は双方が自ら宣誓書に記入することができないと市長が認めるときは、これを代筆させることができる。

- (1) 住民票の写し（宣誓日以前3か月以内に発行されたものに限る。）。ただし、古賀市内への転入を予定している場合にあつては、その事実が確認できる書類（宣誓日以前3か月以内に発行されたものに限る。）
- (2) 現に婚姻をしていないことを証明する書類（宣誓日以前3か月以内に発行されたものに限る。）
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定により宣誓書を提出した者が本人であることを確認するために、次の各号に掲げる書類のいずれかの提示を求めることができる。

- (1) 個人番号カード

- (2) 旅券
- (3) 運転免許証
- (4) 在留カード
- (5) 前4号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証又は資格証明証であって、宣誓しようとする者本人の顔写真が貼付されたもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

3 前条第2号に規定する市内に転入予定である者は、宣誓をした日から3か月以内に、住民票の写し等市内への転入を証明する書類を市長に提出するものとする。

(通称名の使用)

第5条 宣誓しようとする者は、性別違和等市長が特に理由があると認める場合は、宣誓書、パートナーシップ宣誓書受領証（様式第2号。以下「受領証」という。）及びパートナーシップ宣誓書受領カード（様式第3号。以下「受領カード」という。）において通称名を使用することができる。

(受領証の交付)

第6条 市長は、第4条第1項の規定により宣誓がなされた場合において、当該宣誓をした者が要件を満たしていると認めるときは、当該者に対し、受領証及び受領カードに宣誓書の写しを添えて交付するものとする。

(受領証の再交付)

第7条 前条の規定により受領証の交付を受けた者（以下「宣誓者」という。）は、当該受領証を紛失し、き損し、又は汚損したときは、市長に対し、パートナーシップ宣誓書受領証再交付申請書（様式第4号。以下「再交付申請書」という。）を提出することにより、受領証の再交付を受けることができる。

2 市長は、前項の規定により再交付申請書の提出を受けたときは、第4条第

1 項の規定により提出された宣誓書が保存されている場合に限り、受領証を再交付するものとする。

(受領証の返還)

第 8 条 宣誓者は、次のいずれかの場合に該当するときは、パートナーシップ宣誓書受領証返還届（様式第 5 号）に第 6 条の規定により交付を受けた受領証及び受領カードを添えて市長に返還しなければならない。ただし、市長が特に認める場合はこの限りではない。

- (1) 当事者の意思によりパートナーシップが解消された場合
- (2) 一方が死亡した場合
- (3) 双方ともに古賀市外へ転出した場合

(自治体間での相互利用)

第 9 条 宣誓者が、本市がパートナーシップ宣誓制度の相互利用に関する協定（以下「協定」という。）を締結している自治体へ転出する場合であって、パートナーシップ宣誓書受領証継続使用申請書（様式第 6 号）を提出したときは、継続して本市が交付した受領証を使用することができる。

2 本市と協定を締結している自治体から本市へ転入した者は、当該自治体が交付した受領証（継続使用の手続がされたものに限る。）を、本市において継続して使用することができる。

3 前 2 項の規定により継続して受領証を使用している者が、前条第 1 号及び第 2 号に該当した場合又は本市と協定を締結している自治体以外の自治体に転出した場合には、当該受領証を交付した自治体に返還するものとする。

4 第 1 項の規定により継続している受領証の再交付については、第 7 条の規定を準用する。

(宣誓書の保存)

第 10 条 市長は、宣誓書を古賀市文書管理規程（平成 27 年訓令第 5 号）の

規定に基づき30年保存するものとする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。